

3 憲法審査会

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることとされた。ただし、公布の日(平成19年5月18日)から3年間は憲法改正原案に関する審査は行われないことになっている。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行されたが、今国会においても、各議院の議決により定めることとされた憲法審査会に関する事項は議決されず、委員の選任も行われなかった。